

公益財団法人しまね国際センターの役員及び 評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人しまね国際センターの定款第13条第3項及び第26条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

(2)常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(3)非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(4)評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。

(5)報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第13号で定める報酬であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(6)費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は役員職務の対価として報酬を支給することができる。

2 事務局長を兼務する常勤役員の常務理事には、報酬を支給しない。

3 非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度定額を支払うことができる。

4 評議員には、定款13条に定める金額の範囲内で、評議員会出席等、必要の都度定額を支払うことができる。

(報酬の額)

この法人の非常勤役員及び評議員の報酬は別表1のとおりとする。

(費用)

第4条 この法人は、非常勤役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 旅費の種類、額及び支給方法は、「職員等の旅費及び費用弁償に関する規程」による。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

(附則)

この規程は、公益財団法人しまね国際センターの設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

別表1

役員等区分	日額報酬
非常勤役員・評議員	5,000円